

ユマニテ様式第5号

## 家賃助成金交付決定書

年 月 日

申請者 事業所名  
氏 名 様

特定非営利活動法人  
まちづくり機構  
ユマニテさが  
理事長 香月道生

年 月 日付けで申請のあった家賃助成金の交付について、次のとおり決定したので通知します。

助 成 期 間	年 月 ～ 年 月迄
助 成 決 定 額	円 (12か月分)
交 付 条 件	

家賃助成金交付請求書

年 月 日

特定非営利活動法人まちづくり機構ユマニテさが  
理事長 香月 道生

住 所  
申請者 事業所名  
氏 名 印

家賃助成金額を次のとおり請求します。

補 助 期 間	年 月 ~ 年 月迄
請 求 額	円 (12ヶ月分)
請 求 額 内 訳	契約家賃 円 (1ヶ月分)

振込先 (家賃振込先) 金融機関 :  
口座番号 :  
(フリガナ)  
口座名義 :

## 家賃助成事業規約

### (趣旨)

第1条 本規約は、特定非営利活動法人まちづくり機構ユマニテさが、佐賀市中心市街地活性化基本計画区域（以下「区域」という。）内の活性化に資する魅力ある店舗等を誘致するため、民間事業者が負担する事業費の一部に対し、予算の範囲内において助成金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (助成金交付対象経費及び助成額)

第2条 助成対象経費（以下「対象経費」という。）、助成限度額は、次のとおりとする。

対 象 経 費	助 成 額
家 賃	対象経費の1/2以内の額。但し月額、10万円を助成限度額とする。

2 前項の助成額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

### (助成事業の変更)

第3条 助成を受けて事業を行う者（以下「事業者」という。）は、家賃の変更があった場合は、その旨を速やかにユマニテさがへ報告をしなければならない。家賃の増額については助成金額に変更はない。減額の場合は減額された家賃の1/2へと変更する。

### (助成事業の遂行)

第4条 事業者は、助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件その他理事長の指示に従い、誠意をもって助成事業を行わなければならない。

### (遂行状況の調査等)

第5条 ユマニテさがは事業者に対し、必要に応じ助成事業の遂行を調査し、又は報告を求めることができる。

### (実績報告)

第6条 事業者は、月初に前月の月次決算内容をユマニテさがへ報告し打合わせを実施しなければならない。この報告実施が無き場合、及び事業継続に対する意欲が認められない場合、直ちに助成が停止される。

### (交付の取り消し)

第7条 理事長は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。

(3) 助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(4) 法令又はこの要綱に基づく理事長の指示に違反したとき。

(5) 毎月の月次決算の報告を怠ったとき。

2 ユマニテさがは、前項の規定により助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すときは、当該事業者に対してその理由を示さなければならない。

平成 年 月 日

事業主 佐賀市白山 2-7-1 エスプラッツ 2F  
特定非営利活動法人  
まちづくり機構ユマニテさが  
理 事 長 香 月 道 生